

No.238

平成4年
(1992)
2月7日

2月号

富津市民憲章

- 愛された自然を生かし、美しいまちをつくります。
- 友愛と尊厳の気分で、明るいまちをつくります。
- 子どもたちの大切にし、幸せなまちをつくります。
- 安心・住み心地のよさをつくります。
- 豊かな文化の香り高いまちをつくります。
- 歴史を活かす文化の香り高いまちをつくります。

市の人口	
(1月1日現在)	(前月比)
世帯 15,357	(+4)
人口 54,863	(-8)
男 27,250	(-14)
女 27,613	(+6)

平和都市宣言—富津市—平成2年12月1日宣言

編集発行 富津市役所秘書課

〒299-16 千葉県富津市湊260 電話 (0439) 67-0511

市民の代表は私たちの一票から

—4月19日は市議会議員選挙の投票日—



あかるい選挙啓発用ポスター（市内小・中学校応募作品から）

一人の棄権もなく
投票を！

投票を！

任期満了による市議会議員選挙の投票が、四月十九日(日)に行われます。この選挙は、私たちにとって最も身近な市民の代表を選ぶ大切な選挙です。

住みよい街、豊かな暮らしの願いをこめて、一人の棄権もなく投票しましょう。

投票のできる方

今回の選挙で投票できる方は、次の要件を備え、「富津市選挙人名簿」に登録されている方です。

● 富津市に住所を有している方は、次の方（昭和四十七年四月二十日までに生まれた方）

● 転入者の場合は、富津市に転入届出をし、引き続き3ヵ月以上本市の住民基本台帳に登録されている方

● 3月以内に郵送された方（昭和四十七年四月二十日までに生まれた方）

● 投票所へ場券は、封書で各家庭に郵送されます。一枚の紙に最高六人までの家族の氏

名が記載されていますので、

ご自分の氏名、投票所などを確認して、投票日当日には、

自分のものだけ切り離はなして

必ず本人が投票所に持参してください。

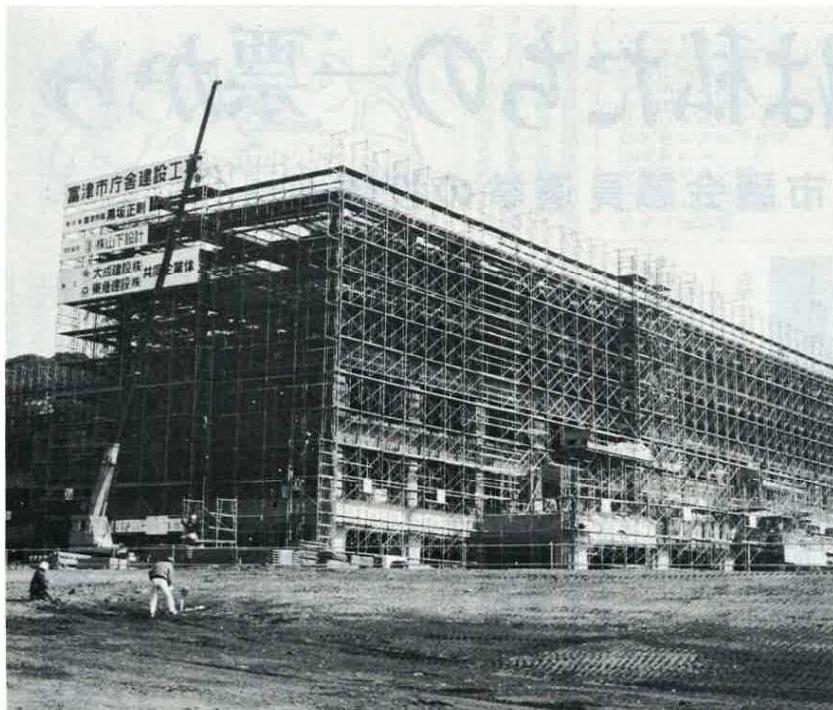
なお、投票所へ場券は投票所での整理、棄権防止のため

に發行されるもので、入场券

がなくとも自分の住地の投票

所での整理、棄権防止のため

9月完成に向けて



9月完成にむけて
建設中の新市庁舎
(南西方向から)

充実した市民サービスをめざす新市庁舎の建設が、大成・東急建設共同企業体の手で、今年の九月完成に向けて、急ピッチに進められています。

新市庁舎建設

急ピッチに進む

今年は県教育長指定の福祉教育の一として計画し、児童会活動として実施。学校から新舞子海岸まで歩いて行く途中では、低学年の子どもたちの荷物やたこを持って歩く高学年の姿があり、また海岸では、小さい子どもたちのたこをあげやすいよう持つてやり、上手なあげ方を教えている子どもなど、あらこちらで、思いやりややさしさに満ちた姿ることが、た一日で

佐貫小児童がたこあげ大会

思いやりややすーす、
見ることがです、た一日



大空にみんなのたこが見えた。
▼舞いあがりました。

政治家や後援団体(後援会)が、選舉区内にある者に対するあいさつ広告を出すと处罚されます。新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどで有料の広告(名刺広告)を出すと处罚されます。

一、二、三と五によつて处罚されます。公民権停止の対象になります。

寄付禁止のルールを守つて金のかからない政治を実現しましよう!

政治家は、年賀状などのあいさつ状等の禁止を出すことが禁じられています。選挙区内にある筆者に対し、答札のための自筆によるものも除き、年賀状、署名で見舞状などの時候の状況（電報なども含まれます。）を出すことは禁止されています。

付以外の寄付をすると、その時期のいかんを問わず、処罰されます。

下立石さん

数え100歳の方を訪問

黒坂市長と君津
支庁杉田社会福祉
課長（知事代理） 宮川ちよさん 青木
人です。

[（前ページから）](#)

黒坂市長と君津支庁杉田社会福祉課長（知事代理）が、一月十日、今年一月一日で数え百歳になられた方宮川ちよさん、立石さくさん、宮田たかさん、鈴木けんさん、上飯野人です。現在数え百歳の方は次の四人です。

青木二間塙富津……

（前べージから）
に間てなされた場合や通常一般の社交の程度を超えている場合は処罰されます。」
なお、政治家以外の者が、政治家名義の寄付をすることも罰則をもつて禁止されています。

平野武男さんが 防犯栄誉銅章に



平成3年10月4日
第15回全国防犯中央
大会で平野武男さん
(滋賀県警)が、防
犯栄誉銅章を受
ました。

これは、市防協
員として地元の活躍
のために、長い間の手
いりがみとめられたものであります。

相続登記はお早目に

相続について無料相談

平成3年10月4日
現在
場所/市役所課税課
係/六七〇五一一内線
二二二へお問い合わせください。
軽自動車税は四月一日現在

時間/午前八時三〇分から午
後五時十五分(土曜日は
午後十二時三〇分)まで
曜日/毎週火曜日と日
曜日は除く
期間/三月一日(二十三日ま
で)(第一、四土曜日と日
曜日は除く)
税務課のできる人/所有者納
くわしくは財政部課税課評
価係/六七〇五一一内線
二二二へお問い合わせください。
軽自動車税は四月一日現在

固定資産
課税台帳の総覧
あなたの固定資産の課税内
容をご存じですか。課税課で
毎年一回、総覧期間を定
めて固定資産の価格や課税標
準額を登録した課税台帳を所
有者にお見せします。

総覧期間と場所は次のとおり
です。
時間/午前八時三〇分から午
後五時十五分(土曜日は
午後十二時三〇分)まで
曜日/毎週火曜日と日
曜日は除く
期間/三月一日(二十三日ま
で)(第一、四土曜日と日
曜日は除く)
税務課のできる人/所有者納
くわしくは財政部課税課評
価係/六七〇五一一内線
二二二へお問い合わせください。
軽自動車税は四月一日現在

課税台帳を所有者に
お見せします



課税台帳に登録されている軽
自動車の所有者に課税されま
す。
したがって、軽自動車を譲
渡したり、解体しても所要の
手続きをしない限り有所して
いるものとして毎年税金が課
せられます。このようなトラブル
を防ぐためにも次のような
場合には必ず登録変更の手続
きをしてください。

●車を譲渡(下取り等)した
とき
●車を使わなくなったとき
(事故や解体したとき)
●住所が変わったとき(市内
転居、外市に転出するとき)
●車を使わなくなったとき
(事故や解体したとき)
●車を使わなくなったとき
(事故や解体したとき)

不足しています。なんとか
ならないでしょか。

保険料は有利な 前納を

A

任意加入して保険料を納
めれば大丈夫です。

国民年金の加入期間は二
歳から六十歳になるまで
ですが、さらに六歳にな
るまでの五年間、任意加入
できる制度があります。ゼ
ル加入して年金を手にして
ください。

そのため、保険料の未納
期間などがあり満額の年金
を受けられない人も、より
高額な年金にできるまで
ます。なお、すでに加入すべ
き全期間を納付していく満
額の年金人は、任意加入
しても年金額は増えません。

また、厚生年金や共済組
合に加入中の人の国民年金
の老齢年金・通算老齢年金、
老齢基礎年金を繰り上げて
受給している人は加入でき
ません。

なお、すでに加入すべ
き全期間を納付していく満
額の年金人は、任意加入
しても年金額は増えません。

また、厚生年金や共済組
合に加入中の人の国民年金
の老齢年金・通算老齢年金、
老齢基礎年金を繰り上げて
受給している人は加入でき
ません。

なお、すでに加入すべ
き全期間を納付していく満
額の年金人は、任意加入
しても年金額は増えません。

また、厚生年金や共済組
合に加入中の人の国民年金
の老齢年金・通算老齢年金、
老齢基礎年金を繰り上げて
受給している人は加入でき
ません。

なお、すでに加入すべ
き全期間を納付していく満
額の年金人は、任意加入
しても年金額は増えません。

また、厚生年金や共済組
合に加入中の人の国民年金
の老齢年金・通算老齢年金、
老齢基礎年金を繰り上げて
受給している人は加入でき
ません。

なお、すでに加入すべ
き全期間を納付していく満
額の年金人は、任意加入
しても年金額は増えません。

また、厚生年金や共済組
合に加入中の人の国民年金
の老齢年金・通算老齢年金、
老齢基礎年金を繰り上げて
受給している人は加入でき
ません。

なお、すでに加入すべ
き全期間を納付していく満
額の年金人は、任意加入
しても年金額は増えません。

また、厚生年金や共済組
合に加入中の人の国民年金
の老齢年金・通算老齢年金、
老齢基礎年金を繰り上げて
受給している人は加入でき
ません。

なお、すでに加入すべ
き全期間を納付していく満
額の年金人は、任意加入
しても年金額は増えません。

また、厚生年金や共済組
合に加入中の人の国民年金
の老齢年金・通算老齢年金、
老齢基礎年金を繰り上げて
受給している人は加入でき
ません。

なお、すでに加入すべ
き全期間を納付していく満
額の年金人は、任意加入
しても年金額は増えません。

また、厚生年金や共済組
合に加入中の人の国民年金
の老齢年金・通算老齢年金、
老齢基礎年金を繰り上げて
受給している人は加入でき
ません。

なお、すでに加入すべ
き全期間を納付していく満
額の年金人は、任意加入
しても年金額は増えません。

また、厚生年金や共済組
合に加入中の人の国民年金
の老齢年金・通算老齢年金、
老齢基礎年金を繰り上げて
受給している人は加入でき
ません。

また、厚生年金や共済組
合に加入中の人の国民年金
の老齢年金・通算老齢年金、
老齢基礎年金を繰り上げて
受給している人は加入でき
ません。

こんなちは 福祉です



身体障害者のいろいろな悩みを
お聞きします

① 富津市の住民であること。
② 上肢下肢両手足の一级か二
級の方(身体障害者)。
③ 免許を持ち、自己所有車
であること。
④ 所得税の非課税世帯であ
ること。

⑤ 申込書類

⑥ 申込書類

⑦ 申込書類

⑧ 申込書類

⑨ 申込書類

⑩ 申込書類

⑪ 申込書類

⑫ 申込書類

⑬ 申込書類

⑭ 申込書類

⑮ 申込書類

⑯ 申込書類

⑰ 申込書類

⑱ 申込書類

⑲ 申込書類

⑳ 申込書類

㉑ 申込書類

㉒ 申込書類

㉓ 申込書類

㉔ 申込書類

㉕ 申込書類

㉖ 申込書類

㉗ 申込書類

㉘ 申込書類

㉙ 申込書類

㉚ 申込書類

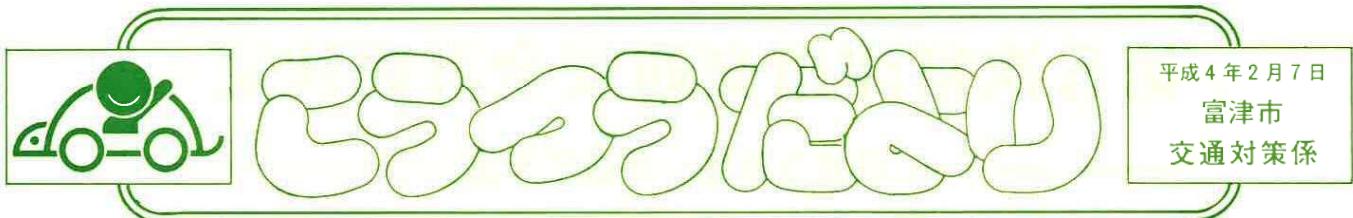
㉛ 申込書類

㉜ 申込書類

㉝ 申込書類

㉞ 申込書類

㉟ 申込書類



凍結期の交通事故にご注意を!! 冬の道路は危険がいっぱいです

冬期は路面の凍結や降雪等で、スリップや視界不良による交通事故が多くなります。
次のようなことに心がけ、事故を防止しましょう。

ドライバーの皆さん

- 運転前に充分な点検、整備をする。
- 凍結路面では、ゆとりのある運転をする。
- 急発進、急加速、急ハンドル等 **急** のつく運転操作はしない。
- スピードは控え目に、車間距離は充分にとる。



歩行者の皆さん

- 道路を横断するときは、横断歩道や歩道橋など安全な場所を利用する。
- 歩行中は、前後の車に充分注意するほか急な飛び出しなど絶対にしない。
- 歩行中は右・左の安全を確かめ、車が完全に停止してから渡る。



自転車・二輪車利用の皆さん

- 急ハンドル、急ブレーキは絶対にしない。
- 急な右左折や進路変更はしない。
- 夕暮れは早めにライトを点灯し、明るい服装と反射材を活用する。



こころくばり

みんなの交通安全施設

市内に設置してある信号機は55基、カーブミラーは、1.588基、ガードレールは29.607m。皆が利用するものですから破損のないよう大切にしたいものですね。きれいに掃除してくださった方々、ありがとうございました。

駐輪場をご利用ください。

「電車の時刻に間に合わない!!」と急ぐ方の気持ちも分かりますが、放置した自転車等の為に通行の妨げとなる事を考えてみてください。快適な公共空間を!!

スローガン

平成4年交通安全年間スローガン入賞作品
最優秀作（内閣総理大臣賞）

- ★運転者（同乗者を含む）に対するもの★
ドアしめて ベルトをしめて 気をしめて
- ★歩行者・自転車利用者に対するもの★
とび出す一歩に とびつく危険
- ★こどもからの募集★
はしらない！ぼくもきゅうには とまれない

第5次富津市交通安全計画決定

(平成3年度～平成7年度)

このほど第5次富津市交通安全計画が決定されました。

この計画は、交通安全対策基本法に基づき、人命の尊重を基本理念に富津市交通安全対策会議（会長は市長、委員は国、県、千葉県警察のそれぞれ関係代表者と市の助役、教育長、関係部の長）が今年度から平成7年度までの5年間に講すべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものです。

その内容は、市内における陸上交通機関、それを動かす人間及びそれらが活動する場としての交通環境の三つの要素について相互の関連を考慮しつつ適切かつ実施可能な方策を総合的に検討し作成したものです。

重点施策

1 安全かつ円滑な道路交通環境の整備

- 市内幹線道路網の整備。
- 交通事故の多発箇所等の点検及び調査分析。
- 交通安全施策の適切な整備。

2 交通安全思想の普及徹底

- 年齢段階に応じた交通安全教育の徹底。
- きめのこまかい広報活動。

3 効果的な指導取締りの実施

- 悪質、危険性、迷惑性の高い違反に重点をおいた指導取締の徹底。

4 救助、救急体制の整備・拡充

- 事故等による被害者を迅速に救護するための救助・救急体制の整備・拡充。

5 交通安全推進体制の充実・強化

- 各種の民間団体と協力し官民一体となった交通安全活動の展開。



=交通安全の輪を広げよう=

以上を重点施策とし交通安全に関する各般の施策を総合的に実施することにより交通事故の増加傾向に歯止めをかけ、さらに減少に転じさせようとするものです。

したがって、この計画を効果的に推進するためには、関係機関、団体等が相互に連絡調整をとり、さらには、市と市民が一体となって交通安全対策を推進し、豊かな環境の中で安全に暮らせる富津市づくりを目指すものです。

毎月10日は「交通安全の日」

15日は「自転車安全の日」

20日は「クリーン・ロードの日」です。

人命救護

平成3年中の救急出動件数は1,170件で、このうち交通事故によるものが311件と全体の約26.6%を占めており、昨年よりも1.6%増加しています。